

令和7年度地域学校協働活動事業手引き【継続実施型】変更点

項番	ページ	変更箇所	変更前	変更後
1	表紙	○問い合わせ先/提出先メールアドレス	「@city.yokohama.jp」	「@city.yokohama.lg.jp」
2	P1	1 趣旨	「未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体の教育力の向上に向けた取組の一層の推進を図ることを目的に本事業を実施します。」	「未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体の教育力の向上、いじめ・不登校の未然防止や早期発見・支援、学校における働き方改革等の取組の推進を図ることを目的に本事業を実施します。」
3	P1	2 事業内容		追記 「☆各校の実情に応じて計画するもの(地域における学習支援や体験活動など) ※下記は、地域学校協働本部としての活動例であり、委託費から支出できる経費と一致しない場合があります。(詳細はP9「10 事業実施の際の留意点」をご覧ください。)」
4	P3	6 委託期間 1つ目の◆		追記 「申請書類に不備等がある場合には、上記契約締結日までに契約できない場合があります。」
5	P5	7 支出可能な経費 ①諸謝金 ○領収書について	「※ボランティアや講師への謝金等の支払いについては、地域学校協働本部が人材の手配や運営等、何らかの形でその活動に関わった場合に限りです。」	「※ボランティアや講師への謝金等の支払いについては、地域学校協働本部が主体となり、人材の手配や運営等、何らかの形でその活動に関わった場合に限りです。単に授業のために招いた講師に対する諸謝金を支出することは認められません。」
6	P5	7 支出可能な経費 ②旅費・交通費 ○旅費交通費に計上できないもの		追記 「③各区において開催している交流会への参加交通費」
7	P5,P6	7 支出可能な経費 ①諸謝金 ○領収書について ②旅費・交通費 ○旅費交通費の支出に当たって	「相手方の押印を受けてください。」	「相手方の押印またはサインを受けてください。」
8	P6	7 支出可能な経費 ③消耗品費 ○消耗品に計上できないもの(例)		追記 「※学校の施設整備に要する消耗品など、学校の運営費で負担すべきものについては、事業費からは支出できません。(地域学校協働本部の会計事務についてを参照。)」
9	P7	7 支出可能な経費 ⑧雑役務費		追記 「ボランティアの活動にかかる保険料」 「※活動(イベント等)に参加する子供や保護者にかかる保険料の支出は認められません。」
10	P8	8 事務手続きの流れと書類作成 事業報告書の提出		追記 「※代表者の変更があった場合には、代表者変更届(様式11)を提出して下さい。」
11	P9	10 事業実施の際の留意点 二つ目の◆	「学校の運営経費を充当すべき経費(児童・生徒に配付する教材、花の苗など)については、この委託料からの支出はできません。」	「学校の運営経費を充当すべき経費については、この委託料からの支出はできません。 (例:学校敷地内の環境整備に要する消耗品、授業のために招いた講師に対する諸謝金、授業で必要となる教材や消耗品等)」